

# 福岡県公報

平成19年 9 月 14 日  
第 2 7 2 8 号

## 目 次

告 示 (第1692号 - 第1707号)

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	..... 1
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	..... 2
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	..... 2
大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	..... 3
保安林予定森林の所在場所等	(治 山 課)	..... 3
保安林予定森林の所在場所等	(治 山 課)	..... 3
公共測量の終了	(土木管理課)	..... 4
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 4
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 4
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 7
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	..... 8
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	.....10
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	.....11

特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	.....11
大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	.....11
公 告		
平成19年度福岡県文化賞被表彰者	(生活文化課)	.....12
港湾隣接地域の指定	(港 湾 課)	.....13
港湾計画の変更の概要	(港 湾 課)	.....13
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....14
公安委員会		
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	.....16
海区漁業調整委員会		
アサリの採捕の制限	(漁 政 課)	.....19

## 告 示

福岡県告示第1692号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の 2 第 1 項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 の規定により次のように告示する。

平成19年 9 月 14 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成 9 年 1 月 9 日農林水産省告示第12号 ( 4 及び 5 に係るものに限る。 )
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに福岡市役所及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1693号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年7月23日農林水産省告示第1191号（1及び2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び赤村役場に備えて縦覧に供する。）

福岡県告示第1694号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年7月23日農林水産省告示第1192号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及びみやこ町役場に備えて縦覧に供する。）

福岡県告示第1695号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年8月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 マルシヨク不知火店

(2) 所在地 福岡県大牟田市不知火町三丁目3番1 外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変 更 前	変 更 後
1,617平方メートル	2,053平方メートル

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐輪場の位置	収容台数（台）	駐輪場の位置	収容台数（台）
大牟田市不知火町三丁目3番1 外	63	大牟田市不知火町三丁目3番1 外	43

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変 更 前		変 更 後	
荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
大牟田市不知火町三丁目3番1 外	55	大牟田市不知火町三丁目3番1 外	83

## 5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変 更 前		変 更 後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
セガミメディックス株式会社	午前7時	午前0時		

## (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設の位置	時 間 帯	
	変 更 前	変 更 後
B棟南側 (新設)		午前6時から午後10時まで

福岡県告示第1696号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ミスターマックス粕屋店・サニー粕屋店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1697号

保安林の指定をする予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡須恵町大字佐谷字水上7の41、7の59、7の60、字観音谷723、729、736、742、749の1、749の2、751、752の1、752の2、757、758の1、759の2、726・745・748の1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字栗原772の1、798の1、798の2 (次の図に示す部分に限る。)

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1698号

保安林の指定をする予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所  
糟屋郡須恵町大字須恵字城山5

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字城山5（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1699号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（1級基準点測量・1級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区大字横代	平成19年9月3日

福岡県告示第1700号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 届出年月日  
平成19年9月3日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 イオンモール福岡ルクル
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192 - 3番地 外
- 3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ダイヤモンドシティ・ルクル	イオンモール福岡ルクル

福岡県告示第1701号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 届出年月日

平成19年8月10日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンリブ宗像

(2) 所在地 福岡県宗像市くりえいと一丁目5番1号

## 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 株式会社サンリブ 代表取締役 藤村 昌伯	北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親

## 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)サンリブ 代表取締役 藤村 昌伯 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 (株)高和商産 代表取締役 高山 良二 北九州市八幡西区千代ヶ崎一丁目15番20号 (株)キャンパス 代表取締役 山本 悦二 北九州市小倉南区下曽根一丁目14番19号 (株)湖月堂 代表取締役 木村 道生 北九州市小倉北区赤坂海岸3番2号 山崎製パン(株) 代表取締役 飯島 延浩 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 (株)九州タカラブネ 代表取締役 八木 繁樹 福岡県筑後市大字下北島730番地 (株)ひよこ 代表取締役 石坂 博史	(株)サンリブ 代表取締役 岩切 陽親 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 (株)高和商産 代表取締役 高山 良二 北九州市八幡西区千代ヶ崎一丁目15番20号 (株)キャンパス 代表取締役 山本 悦二 北九州市小倉南区下曽根一丁目14番19号 (株)湖月堂 代表取締役 木村 道生 北九州市小倉北区赤坂海岸3番2号 山崎製パン(株) 代表取締役 飯島 延浩 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 (株)ひよこ 代表取締役 石坂 博史

福岡市南区向野一丁目16番13号

(株)明月堂

代表取締役 秋丸 卓也

福岡市博多区東那珂二丁目11番23号

(有)川崎製茶園

代表取締役 倉住 建

福岡県宗像市大字土穴93番地の2

(株)広島音工

代表取締役 岡田 光由

広島市西区横川新町13番24号

(株)ナカノテツ

代表取締役 中野 新司

北九州市小倉北区京町一丁目3番10号

(株)バスポート

代表取締役 永野 純

東京都品川区西五反田七丁目22番17号

(株)ビスク

代表取締役 豊村 コツキ

福岡市中央区天神三丁目4番7号

さくら酒販(株)

代表取締役 岡崎 英二

北九州市小倉北区金田一丁目3番33号

メガネの田中チェーン(株)

代表取締役 田中 登志子

広島市中区袋町1番23号

(株)アポロサービス

代表取締役 藤井 彰敏

北九州市小倉北区白銀一丁目8番26号

許山 秀仁

福岡県古賀市天神一丁目8番28号

(株)かば田食品

代表取締役 椋田 稔久

北九州市八幡西区八枝五丁目4番52号

(株)ゆう苑

代表取締役 淵上 徹彦

福岡市博多区冷泉町6番16号

イトキン(株)

代表取締役 辻村 章夫

大阪市西区南堀江一丁目4番19号

(有)ビジョン

福岡市南区向野一丁目16番13号

(株)明月堂

代表取締役 秋丸 卓也

福岡市博多区東那珂二丁目11番23号

(有)川崎製茶園

代表取締役 倉住 建

福岡県宗像市赤間駅前一丁目4番7号

(株)音光

代表取締役 岡田 廣恵

広島市西区横川新町13番24号

(株)ナカノテツ

代表取締役 中野 新司

北九州市小倉北区京町一丁目3番10号

(株)バスポート

代表取締役 永野 純

東京都品川区西五反田七丁目22番17号

(株)ビスク

代表取締役 豊村 コツキ

福岡市中央区天神三丁目4番7号

メガネの田中チェーン(株)

代表取締役 田中 登志子

広島市中区袋町1番23号

(株)アポロサービス

代表取締役 藤井 彰敏

北九州市小倉北区白銀一丁目8番26号

(株)かば田食品

代表取締役 椋田 稔久

北九州市八幡西区八枝五丁目4番52号

(有)ビジョン

代表取締役 山下 栄司  
福岡県宗像市日の里4丁目14番地の6  
㈱ビーバー  
代表取締役 杉町 勇夫  
福岡市早良区城西一丁目5番43号  
㈱立花屋  
代表取締役 笠井 俊生  
福岡市中央区天神一丁目1番1号  
㈱キング  
代表取締役 山田 幸雄  
京都府京都市下京区東塩小路高倉町2番の1  
小泉アパレル㈱  
代表取締役 植本 勇  
大阪市中央区備後町三丁目1番8号  
㈱エス・ジー・アパレルカンパニー  
代表取締役 豊田 護  
福岡市博多区東比恵二丁目12番3号  
㈱ハニーズ  
代表取締役 江尻 義久  
福岡県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1  
㈲エフアンドエム  
代表取締役 松尾 和幸  
福岡県太宰府市高雄四丁目13番1号  
㈱ファーストリテイリング  
代表取締役 柳井 正  
山口県山口市大字佐山717番地1  
丸高衣料㈱  
代表取締役 川口 俊治  
福岡市博多区博多駅南一丁目13番6号  
フカヤ㈱  
代表取締役 船木 正  
福岡市博多区店屋町4番10号  
㈱九州モニター  
代表取締役 青山 観一  
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番4号  
㈱マタケ  
代表取締役 眞武 厳夫  
福岡市東区二又瀬5番1号

代表取締役 山下 栄司  
福岡県宗像市日の里4丁目14番地の6  
㈱ビーバー  
代表取締役 杉町 勇夫  
福岡市早良区城西一丁目5番43号  
㈱立花屋  
代表取締役 笠井 俊生  
福岡市中央区天神一丁目1番1号  
㈱キング  
代表取締役 山田 幸雄  
京都府京都市下京区東塩小路高倉町2番の1  
小泉アパレル㈱  
代表取締役 掛田 喜郎  
大阪市中央区備後町三丁目1番8号  
㈱エス・ジー・アパレルカンパニー  
代表取締役 豊田 護  
福岡市博多区東比恵二丁目12番3号  
㈱ハニーズ  
代表取締役 江尻 義久  
福岡県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1  
㈲エフアンドエム  
代表取締役 松尾 和幸  
福岡県太宰府市高雄四丁目13番1号  
㈱ファーストリテイリング  
代表取締役 柳井 正  
山口県山口市大字佐山717番地1  
丸高衣料㈱  
代表取締役 楡金 洋二  
大阪市中央区玉造二丁目8番3号  
フカヤ㈱  
代表取締役 林 宏  
福岡市博多区店屋町4番10号  
  
㈱マタケ  
代表取締役 眞武 厳夫  
福岡市東区二又瀬5番1号

㈱ダイセン  
代表取締役 田中 純一郎  
福岡市博多区店屋町2番10号  
㈱エルモード  
代表取締役 秋本 謙治  
北九州市若松区浜町二丁目7番31号  
㈱エス・ジー・シューズカンパニー  
代表取締役 三木 正博  
福岡市博多区博多駅中央街8番27号  
ヘリオス㈱  
代表取締役 安藤 邦夫  
名古屋市中区相生町55番地  
九州クロックハウス㈱  
代表取締役 花谷 洋二  
東京都杉並区西荻北二丁目28番7号

J S ㈱  
代表取締役 秋本 謙治  
北九州市若松区浜町二丁目7番31号  
㈱エーピーシー・マート  
代表取締役 野口 実  
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号  
ヘリオス㈱  
代表取締役 安藤 邦夫  
名古屋市中区相生町55番地  
㈱ザ・クロックハウス  
代表取締役 花谷 洋二  
東京都新宿区新宿一丁目19番10号  
㈱武田や  
代表取締役 武田 弘治  
北九州市小倉南区南方二丁目1番34号  
㈱海星ムサシ  
代表取締役 内藤 正  
福岡市博多区博多駅前三丁目23番22号  
㈱最上  
代表取締役 最上 寛一  
北九州市小倉北区西港町89番地12  
㈱丸珠物産  
代表取締役 小林 信一  
北九州市小倉北区西港町94番地9  
㈱ヒライ  
代表取締役 平井 浩一郎  
熊本県熊本市春日町七丁目26番70号  
スナップス販売㈱  
代表取締役 西原 浩二  
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地  
㈱ジャスマック  
代表取締役 葛和 伸隆  
福岡市中央区春吉三丁目13番1号  
㈱スイートガーデン  
代表取締役 小池 和則  
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地1

(有)フェスティ  
 代表取締役 野本 孝司  
 北九州市小倉北区金田一丁目2番15号  
 八幡漬物(株)  
 代表取締役 横尾 順司  
 北九州市八幡東区西本町一丁目15番14号  
 (有)日の出屋  
 代表取締役 瀬戸 日出雄  
 熊本県宇城市豊野町巢林1439番地1  
 (株)井筒屋  
 代表取締役 江本 幸二  
 北九州市小倉北区船場1番1号  
 (株)九州さが美  
 代表取締役 村田 孝司  
 福岡市博多区綱場町1番1号  
 (株)東京デリカ  
 代表取締役 木山 茂年  
 東京都葛飾区新小岩二丁目12番1号  
 (株)パレモ  
 代表取締役 中本 敏幸  
 福岡県宗像市日の里4丁目14番地の6  
 (株)ぶ〜け  
 代表取締役 土井 素直  
 福岡市中央区舞鶴一丁目5番6号  
 (株)ワールド  
 代表取締役 寺井 秀蔵  
 神戸市中央区港島中町六丁目8番1号

5 大規模小売店舗の所在地

変 更 前	変 更 後
福岡県宗像市大字土穴字柳721番1 外	福岡県宗像市くりえいと一丁目5番1号

福岡県告示第1702号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 届出年月日  
平成19年8月10日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (1) 名 称 南風台ショッピングセンター  
 (2) 所在地 福岡県前原市南風台三丁目169番1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 株式会社サンリブ 代表取締役 藤村 昌伯	北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)サンリブ 代表取締役 藤村 昌伯 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 (株)サンドラッグ 代表取締役 才津 達郎 東京都府中市若松町一丁目38番1号	(株)サンリブ 代表取締役 岩切 陽親 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 (株)サンドラッグ 代表取締役 才津 達郎 東京都府中市若松町一丁目38番1号 丸福水産(株) 代表取締役 最上 寛一 北九州市小倉北区西港町94番地9 (株)丸珠物産 代表取締役 小林 信一 北九州市小倉北区西港町94番地9 (株)むすんでひらいて 代表取締役 原田 政照

福岡県行橋市大橋三丁目3番12号  
 (有)ナカムラ  
 代表取締役 中村 利行  
 福岡県前原市中央二丁目3番6号  
 (株)武田や  
 代表取締役 武田 弘治  
 北九州市小倉南区南方二丁目1番34号

福岡県告示第1703号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日  
平成19年8月10日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (1) 名 称 サンリブシティ古賀  
 (2) 所在地 福岡県古賀市天神二丁目5番1号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)サンリブ 代表取締役 藤村 昌伯 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 (有)アクア 代表取締役 松本 陽一 大分県中津市豊田町9番10号	(株)サンリブ 代表取締役 岩切 陽親 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 (有)アクア 代表取締役社長 松本 陽一 大分県中津市豊田町9番10号

(株)ドイ  
 代表取締役 土居 いづみ  
 福岡市中央区高砂一丁目2番4号  
 (株)湖月堂  
 代表取締役 木村 道生  
 北九州市小倉北区赤坂海岸3番2号  
 山崎製パン(株)  
 代表取締役 飯島 延浩  
 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号  
 (有)左衛門  
 代表取締役 田中 治雄  
 福岡市中央区天神二丁目7番22号  
 (株)九州タカラブネ  
 代表取締役 八木 繁樹  
 福岡県筑後市大字下北島730番地  
 (株)ひよこ  
 代表取締役 石坂 博史  
 福岡市南区向野一丁目16番13号  
 キーコーヒー(株)  
 代表取締役 太田 敬二  
 東京都港区西新橋二丁目34番4号  
 古川 詔子  
 福岡県糟屋郡新宮町大字新宮169番1号  
 (株)ヨシダ楽器  
 代表取締役 吉田 省三  
 福岡市東区香椎駅前二丁目15番1号  
 (株)古賀薬局  
 代表取締役 梅本 敏勝  
 福岡県古賀市天神一丁目14番23号  
 (有)シティ薬局  
 代表取締役社長 渡部 尚志  
 福岡市東区みどりが丘二丁目11番8号  
 (株)多津屋  
 代表取締役 松田 祥吾  
 長崎県長崎市古川町5番21号  
 (株)東京デリカ  
 代表取締役 木山 茂年  
 東京都葛飾区新小岩二丁目12番1号  
 (株)タナカヤ  
 代表取締役 田中 仁

(株)湖月堂  
 代表取締役 木村 道生  
 北九州市小倉北区赤坂海岸3番2号  
 山崎製パン(株)  
 代表取締役 飯島 延浩  
 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号  
 (有)左衛門  
 代表取締役 田中 治雄  
 福岡市中央区天神二丁目7番22号  
  
 (株)ひよこ  
 代表取締役 石坂 博史  
 福岡市南区向野一丁目16番13号  
 キーコーヒー(株)  
 代表取締役 柴田 裕  
 東京都港区西新橋二丁目34番4号  
 古川 詔子  
 福岡県糟屋郡新宮町大字新宮169番1号  
 (株)ヨシダ楽器  
 代表取締役 吉田 省三  
 福岡市東区香椎駅前二丁目9番13号  
 (株)古賀薬局  
 代表取締役 梅本 敏勝  
 福岡県古賀市天神一丁目14番23号  
 (有)シティ薬局  
 代表取締役社長 渡部 尚志  
 福岡市東区みどりが丘二丁目11番8号  
 (株)多津屋  
 代表取締役 松田 祥吾  
 長崎県長崎市浜町4番4号  
 (株)東京デリカ  
 代表取締役 木山 茂年  
 東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号

長崎県長崎市浜町8番30号  
 さくら酒販(株)  
 代表取締役 菊池 信博  
 北九州市小倉北区金田一丁目3番33号  
 メガネの田中チェーン(株)  
 代表取締役 田中 登志子  
 広島市中区袋町1番23号  
 (有)リュウコーポレーション  
 代表取締役 阿部 竜治  
 福岡市東区唐原三丁目3番4号  
 許山 秀仁  
 福岡県古賀市天神一丁目8番28号  
 樋渡 純明  
 福岡県古賀市筵内875番地2  
 中田 隆三  
 福岡県古賀市青柳1748番2号  
 (株)かば田食品  
 代表取締役 椛田 稔久  
 北九州市八幡西区八枝五丁目4番52号  
 (有)靴の三進  
 代表取締役 立野 親  
 福岡県古賀市天神一丁目13番36号  
 (株)さが美  
 代表取締役 石田 敏彦  
 横浜市港南区下永谷六丁目2番11号  
 (株)三貴  
 代表取締役 木村 和巨  
 東京都豊島区東池袋三丁目4番3号  
 レモンハウス(株)  
 代表取締役 中島 祥光  
 福岡市東区土井一丁目21番40号  
 (株)ナカニシ  
 代表取締役 中西 弘  
 鳥取県鳥取市富安二丁目70番地  
 (有)マリモ  
 代表取締役 吉田 元行  
 福岡県古賀市天神一丁目14番25号  
 (株)ぶ~け  
 代表取締役 土井 素直  
 熊本県熊本市流通団地二丁目20番地1

メガネの田中チェーン(株)  
 代表取締役 田中 登志子  
 広島市中区袋町1番23号  
 (有)リュウコーポレーション  
 代表取締役 阿部 竜治  
 福岡市東区唐原三丁目3番4号  
 許山 秀仁  
 福岡県古賀市天神一丁目8番28号  
 樋渡 純明  
 福岡県古賀市筵内875番地2

(株)かば田食品  
 代表取締役 椛田 稔久  
 北九州市八幡西区八枝五丁目4番52号

(株)さが美  
 代表取締役 石田 敏彦  
 横浜市港南区下永谷六丁目2番11号  
 (株)三貴  
 代表取締役 木村 和巨  
 東京都豊島区東池袋三丁目4番3号

(株)ナカニシ  
 代表取締役 中西 弘  
 鳥取県鳥取市富安二丁目70番地  
 (有)マリモ  
 代表取締役 吉田 元行  
 福岡県古賀市天神一丁目14番25号

レオマック(株)  
 代表取締役 秋丸 晃廣  
 福岡市東区香椎駅前二丁目11番10号  
 (株)イーストヴィレッジ  
 代表取締役 片平 和久  
 福岡市中央区警固一丁目15番6号  
 (株)ビーバー  
 代表取締役 杉町 勇夫  
 福岡市早良区城西一丁目5番43号  
 (株)小倉スポーツ  
 代表取締役 松岡 雅幸  
 北九州市小倉北区白銀一丁目7番13号  
 (株)コックス  
 代表取締役 藤野 武美  
 静岡県浜松市鍛冶町320番地の23  
 (株)立花屋  
 代表取締役 笠井 俊生  
 福岡市中央区天神一丁目1番1号  
 フォーサイト(株)  
 代表取締役 金古 嘉喜  
 福岡市東区多の津一丁目10番5号  
 (株)リオチューン  
 代表取締役 横山 卓幸  
 名古屋市中区平和一丁目1番20号

レオマック(株)  
 代表取締役 秋丸 晃廣  
 福岡市東区香椎駅前二丁目14番35号  
 (株)イーストヴィレッジ  
 代表取締役 片平 和久  
 福岡市中央区警固一丁目15番6号

(株)小倉スポーツ  
 代表取締役 小山 恵美  
 北九州市小倉北区大門一丁目2番13号  
 (株)コックス  
 代表取締役 藤野 武美  
 静岡県浜松市鍛冶町320番地の23  
 (株)立花屋  
 代表取締役 笠井 俊生  
 福岡市中央区天神一丁目1番1号

(株)リオチューン  
 代表取締役 横山 卓幸  
 名古屋市中区平和一丁目1番20号  
 (株)ビスク  
 代表取締役 豊村 コツキ  
 福岡市中央区天神三丁目4番7号  
 (株)バレモ  
 代表取締役 中本 敏幸  
 愛知県稲沢市天地五反田町1番地  
 (株)ぱとろーる  
 代表取締役 國松 毅  
 福岡市城南区松山二丁目5番11号  
 (有)九州療院  
 代表取締役 谷川 弘  
 福岡市中央区渡辺通五丁目23番3号東急ド  
 エールアルス天神208号  
 大長商事(株)  
 代表取締役 長友 隆典  
 福岡市東区松島三丁目30番23号

(有)清屋商店  
代表取締役 川口 俊二  
福岡市博多区千代三丁目3番8号  
(株)八幡漬物  
代表取締役 横尾 順司  
北九州市八幡東区西本町一丁目15番14号  
(有)日の出屋  
代表取締役 瀬戸 日出雄  
熊本県宇城市豊野町巢林1439番地1  
(株)タツミヤ  
代表取締役 指田 努  
東京都八王子市暁町一丁目32番13号  
(株)スイートガーデン  
代表取締役 小池 和則  
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地1  
(株)最上  
代表取締役 最上 寛一  
北九州市小倉北区西港町89番地12  
(株)丸珠物産  
代表取締役 小林 信一  
北九州市小倉北区西港町94番地9  
(株)ケミサプライ、アマックス  
代表取締役 進藤 瑞憲  
福岡県古賀市薬王寺1750番地1  
明治屋産業(株)  
代表取締役 佐藤 由美  
福岡市早良区百道浜一丁目7番5号  
(株)高和商産  
代表取締役 高山 良二  
北九州市八幡西区千代ヶ崎一丁目15番20号  
(有)マツダ  
代表取締役 松田 正廣  
福岡県古賀市今の庄二丁目21番6号  
東洋食品(株)  
代表取締役 黒田 要一郎  
北九州市門司区黄金町6番28号  
日本フーズ(株)  
代表取締役 白木 修一  
北九州市門司区黄金町6番28号

## 4 大規模小売店舗の所在地

変 更 前	変 更 後
福岡県古賀市天神二丁目1250番地 8 外	福岡県古賀市天神二丁目5番1号

福岡県告示第1704号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成19年8月10日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 マルシヨク空港東店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字別府字角石810番16 外

## 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 株式会社サンリブ 代表取締役 藤村 昌伯	北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 株式会社サンリブ 代表取締役 岩切 陽親

## 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)サンリブ	(株)サンリブ

代表取締役 藤村 昌伯  
北九州市小倉北区金田一丁目3番33号

代表取締役 岩切 陽親  
北九州市小倉北区金田一丁目3番33号  
(株)阪神ミート  
代表取締役 阪本 浩生  
福岡市南区長丘三丁目17番6号  
(株)最上  
代表取締役 最上 寛一  
北九州市小倉北区西港町89番地12  
(有)エルディ  
代表取締役 藤矢 勇太郎  
北九州市小倉北区金田一丁目2番15号  
(有)ナカムラ  
代表取締役 中村 利行  
福岡県前原市中央二丁目3番6号  
志岐 和之  
福岡県久留米市梅満町611番地3

福岡県告示第1705号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成19年8月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人のこのこファーム
  - (2) 代表者の氏名  
村田 邦彦
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市中央区天神三丁目4番5号
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、博多湾に位置する能古島を選び、農産物の生産を基盤とした健全な食文化の確立と世代間を越えた人的交流、自然環境を介在した子どもの豊かな情操教育や芸術・音楽などの創作活動を通じた情報発信を行う。さらに能古島の自然環境を活かし、市民に開かれた生産活動の拠点、関連施設の整備事業を行う。これらの活動を通して、持続可能で、環境と共生し、個性あふれる創造的な「島文化」の確立に寄与することをめざす。

福岡県告示第1706号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成19年8月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 My 夢（マイム）
  - (2) 代表者の氏名  
福田 いづみ
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県北九州市八幡西区本城東四丁目2番31号
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、能力や適性に応じ、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、職業訓練他相談に関する事業を行い、障害者の福祉向上に寄与すると共に、広く公益に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1707号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模

小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成19年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年8月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スーパーセンタートライアル遠賀店  
 (2) 所在地 福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎字上ノ越1606番2 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年4月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,525.31㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県遠賀郡岡垣町大字戸切字三牟田24番1	233

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県遠賀郡岡垣町大字戸切字三牟田23番2	32

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
福岡県遠賀郡岡垣町大字戸切字三牟田23番2 外	294.192

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県遠賀郡岡垣町大字戸切字三牟田23番2	50.85

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯  
24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県遠賀郡岡垣町大字戸切字三牟田24番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間

公 告

公告

福岡県文化賞表彰規程（平成5年8月福岡県告示第1254号の2）第4条の規定に基づき、平成19年度福岡県文化賞被表彰者を次のとおり決定したので、同規程第5条第2項の規定により公表する。

平成19年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

部 門	被 表 彰 者
創 造 部 門	声楽家 蓮井求道
交 流 部 門	指揮者 フォルカー・レニック
社 会 部 門	出版社 有限会社海鳥社
奨 励 部 門	劇団主宰 大塚ムネト
特 別 部 門	漫画家 長谷川法世

### 公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定に基づき、三池港の港湾隣接地域（三池港四山町地区）の指定をしたので、同法第37条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成19年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 指定した三池港港湾隣接地域の区域

点1から点15までの各点を順次に結んだ線と海面とに囲まれた陸域

基準点、基点及び点の表示（角度は方向角表示とする。）

基準点 熊本県荒尾市大字大島笹原910番地の2地先にある国土交通省国土地理院

2等3角点虚空蔵山（北緯33度00分04秒東経130度25分37秒）

基点 大牟田市四山町81番の1地先

基準点から280度01分10秒の方向に2,684.651メートルの地点

点1 基点から269度50分04秒の方向に196.410メートルの地点

点2 点1から162度38分45秒の方向に42.706メートルの地点

点3 点2から232度08分17秒の方向に72.474メートルの地点

点4 点3から207度17分41秒の方向に75.614メートルの地点

点5 点4から182度15分47秒の方向に101.171メートルの地点

点6 点5から156度54分21秒の方向に173.701メートルの地点

点7 点6から104度54分50秒の方向に26.853メートルの地点

点8 点7から157度03分40秒の方向に60.293メートルの地点

点9 点8から74度22分08秒の方向に1,135.125メートルの地点

点10 点9から74度52分54秒の方向に373.034メートルの地点

点11 点10から355度51分53秒の方向に62.141メートルの地点

点12 点11から51度05分16秒の方向に40.606メートルの地点

点13 点12から103度11分54秒の方向に51.304メートルの地点

点14 点13から161度14分24秒の方向に273.041メートルの地点

点15 点14から252度56分29秒の方向に34.819メートルの地点

#### 2 指定の期日

平成19年9月14日

### 公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、苅田港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成19年9月14日

苅田港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 港湾計画の変更の概要

苅田港港湾計画（昭和49年運輸省告示第281号によりその概要を公示。平成16年2月福岡県告示第235号の2等により港湾計画の変更の概要を公示。）について、変更した事項は、次のとおりである。

##### (1) 専用埠頭計画（変更）

地区名	施 設	規 模	備 考
本 港	ドルフィン	水深9 m 1バース	既定の変更計画

##### (2) 水域施設計画（変更）

地区名	施 設	規 模	備 考
本 港	泊 地	水深9 m 面積1 ha	既定の変更計画

#### 2 港湾計画の縦覧の場所

(1) 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県土木部港湾課

(2) 京都郡苅田町港町29番地 福岡県苅田港務所

### 公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 調達内容

##### (1) 調達物品の名称及び数量

ドライスーツ 11着

##### (2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

平成19年11月16日(金)

##### (4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

#### 2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

#### 3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成19年9月26日現在において、次の条件を満たすこと。

##### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	07	防災機器	AA、A、B
10	02	体育用具	
11	02	皮革・合成樹脂・ゴム	

13	11	その他	
----	----	-----	--

##### (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

##### (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

##### (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

##### (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

#### 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

#### 5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

#### 6 入札説明書の交付

##### (1) 期間等

平成19年9月14日(金)から平成19年9月26日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

##### (2) 場所

4の部局とする。

#### 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 8 入札書の提出場所及び受領期限

##### (1) 提出場所

4の部局とする。

##### (2) 受領期限

平成19年9月26日（水）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成19年9月27日（木）午前10時00分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額

とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第317号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条に規定する検定を、次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20条。以下「検定等規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成19年9月14日

福岡県公安委員会

### 1 検定の種別、実施日、時間及び場所

#### (1) 空港保安警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成19年12月13日（木）	午前9時から、概ね午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

#### (2) 空港保安警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成19年12月14日（金）	午前9時から、概ね午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

#### (3) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成19年12月20日（木）	午前9時から、概ね午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

#### (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所

平成19年12月21日（金）

午前9時から、概ね午後6時までの間

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

### 2 受検人員

各種別区分とも30名

### 3 受検資格

#### (1) 空港保安警備業務1級、核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

福岡県内に住居を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### (2) 空港保安警備業務2級、核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

福岡県内に住居を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

### 4 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問の筆記試験）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

### 5 学科試験及び実技試験

#### (1) 空港保安警備業務2級

##### ア 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

オ 空港に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

#### イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

#### (2) 空港保安警備業務1級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物等検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

##### イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

#### (3) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 6 検定申請受付期間及び申請方法等

(1) 各検定の受付期間は、下表のとおりとする。

検 定 種 別	受 付 期 間
空港保安警備業務2級 空港保安警備業務1級	平成19年10月1日(月)から同年10月31日(水)までの間
核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級	平成19年10月1日(月)から同年11月30日(金)までの間

受付時間は、福岡県の休日进行を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日午前9時から午後6時ま

での間

ただし、受付期間中であっても、受検申請者が定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

(2) 必要書類

ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定等規則別記様式第1号） 1通
- (イ) 住居地を疎明する書面
- (ウ) 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (エ) 1級検定の申請者については、1級の受検資格を疎明する次のいずれかの書面
  - a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書）
  - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定等規則別記様式第1号） 1通
- (イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (エ) 1級検定の申請者については、1級の受検資格を疎明する次のいずれかの書面
  - a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書）
  - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（

1級検定受検資格認定書)

(3) 申請方法

- ア 受検を希望する者は、まず、福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して、事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。
- イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めて3日以内に住居地（検定受検者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記6(2)に掲げる必要書類並びに検定手数料を添えて提出し、受検票の交付を受け申請手続きの完了とする。
- ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が申し込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(4) 検定手数料

- ア 空港保安警備業務2級 16,000円
- イ 空港保安警備業務1級 16,000円
- ウ 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 16,000円
- エ 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級 16,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

7 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験とも合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

8 その他

- (1) 受検当日、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカーあり。）すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、午前9時から午後6時（「県の休日」を除く。）までの間、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定等規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

## 海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第64号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるアサリ資源の保護及び乱獲を防止するため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関及び福岡県有明海漁業協同組合連合会が試験研究のため採捕する場合はこの限りでない。

平成19年9月14日

福岡県有明海区漁業調整委員会

会 長 小 原 博 義

### 1 採捕の制限

(1) アサリを採捕するじょれんの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。

(2) アサリを選別するふるいの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。

### 2 指示の適用海域

福岡県有明海区海面

### 3 制限の時期

周年

### 4 指示の有効期間

平成19年10月1日から平成22年9月30日まで

--	--

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています